

## 注意事項

事業経営に必要な資金以外は融資あっせんできません。  
また、事業内容が堅実でない者、返済見込みがないと認められる場合も同様です。

☆☆☆

運転資金…原材料の購入、給与・労賃の支払、商品仕入等

設備資金…設備の新增設、改良・補修等

※借入金の返済、生活・住宅資金、投機資金は融資対象外です。

☆☆☆

融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

☆☆☆

信用保証協会の審査により、融資及び保証内容の変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

# 深谷市制度融資のご案内

深谷市では、市内の中小企業者のみなさまに、事業に必要な資金を低利に調達していただくため、金融機関に融資のあっせんを行っています。運転資金・設備資金にお困りのときはご相談ください。

## ～小口資金・特別小口資金～

- 限度額 運転・設備ともに2,000万円
- 貸付期間 運転 10年以内 ・ 設備 12年以内
- 利率 年利 1.50%

**利子・保証料の20%（小口）  
保証料の100%（特別小口）**

**の補助があります**

詳しくはパンフレットの中へ…！

深谷商工会議所・ふかや市商工会で受付しています。  
ぜひ、ご相談ください。

令和8年4月版

機関名		所在地	電話番号
問 い 合 わ せ	申 込 先	深谷商工会議所	深谷市本住町 17-3 048-571-2145
		ふかや市商工会（本所・南部支所）	深谷市永田 1420 048-584-2325
		ふかや市商工会（北部支所）	深谷市岡 2392 048-585-3750
		深谷市役所 商工振興課	深谷市仲町 11-1 048-577-3409

制度名	申込要件 (すべての要件を満たすこと)	限度額	貸付期間(据置期間)		利率	連帯保証人	信用保証料	返済方法	備考
			運転	設備					
小口資金	①中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、第1号、第2号、第5号に該当するかた ②1年以上市内に居住(法人の場合は市内に本社を設置)し、同一の事業を営んでいるかた ③中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に該当するかた ④市税完納者または市税完納見込確実なかた ⑤深谷市小口融資あっせん規則第5条の規定により代位弁済を受けたかたは、代位弁済額を完済していること	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	12年以内 (1年以内)	1.50%	個人:原則として不要 法人:原則として代表者	埼玉県信用保証協会が定める	原則として元金均等月賦返済	☆当初契約時の契約期間満了の日から30日を経過する日までに完済した場合、 <b>完済奨励金</b> として「利子+保証料」の合計額の20%以内を補助します。
特別小口資金	上記の小口資金の要件(①を除く)のほか、次の要件が必要となります。 ⑥中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者 ⑦申込日以前1年間において市県民税の所得割(法人の場合は法人税割)があり、納期到来税額を完納していること ⑧申込時点で、信用保証協会の保証付き借入れのないかた(ただし、この制度による保証を除く)	2,000万円	10年以内 (6ヶ月以内)	12年以内 (1年以内)	1.50%	-	埼玉県信用保証協会が定める	原則として元金均等月賦返済	☆当初契約時の契約期間満了の日から30日を経過する日までに完済した場合、 <b>完済奨励金</b> として信用保証料相当額を補助します。

- ・利率は、令和8年4月1日現在のものです。今後、市場金利の動向等により改正される場合があります。
- ・特別な事情がある場合には、法人代表者以外の連帯保証人や担保を徴求する場合があります。
- ・いずれの制度も埼玉県信用保証協会の保証を付することになります。

※参考

【中小企業者】

①中小企業信用保険法第2条第1項第1号の会社および個人

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※資本金または従業員数のいずれの要件も満たしていることが必要です。

【小規模企業者】

①中小企業信用保険法第2条第3項第1号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
製造業等	20人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下
卸売業	5人以下

②中小企業信用保険法第2条第1項第2号の会社および個人

業種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く

②中小企業信用保険法第2条第3項第2号の会社および個人

業種	常時使用する従業員数
宿泊業	20人以下
娯楽業	20人以下

③中小企業信用保険法第2条第3項第3号から第5号の組合

組合の種類	備考
事業協同小組合	特定事業を行うもの又は組合員の2/3以上が特定事業を行う者であるもの
企業組合	特定事業を行い、その事業に従事する組合員が20人以下
協業組合	特定事業を行い、常時使用する従業員が20人以下

- ③中小企業信用保険法第2条第1項第5号  
常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人  
(医療法人および医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人または社団法人を含む)
- ④中小企業信用保険法第2条第3項第6号  
医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員が20人以下(前各号に掲げるものを除く)
- ⑤中小企業信用保険法第2条第3項第7号  
常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業は5人)以下の特定非営利活動法人

【取扱金融機関】

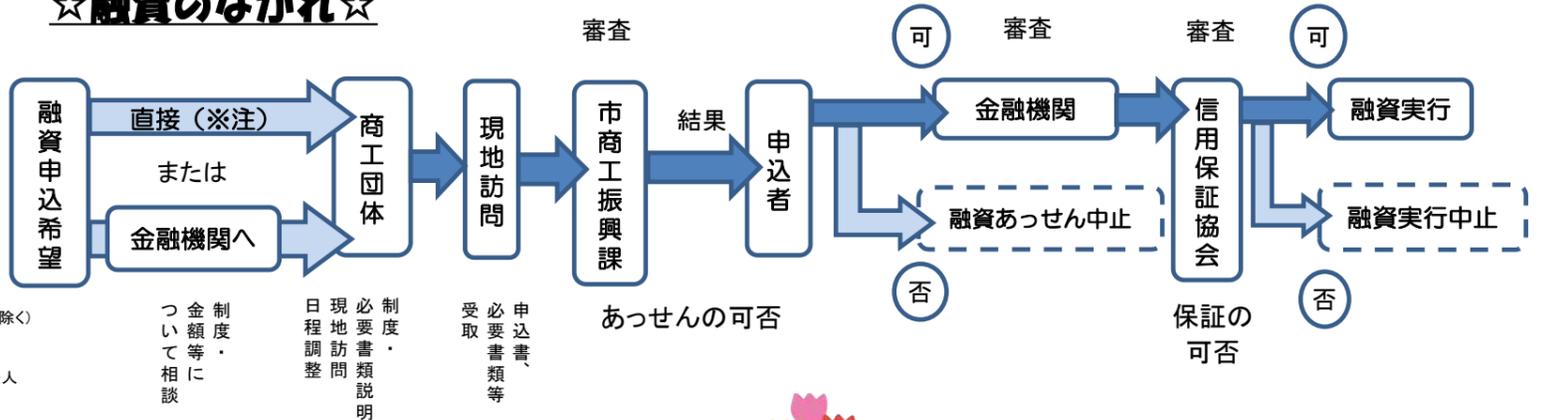
埼玉りそな銀行 群馬銀行  
足利銀行 武蔵野銀行  
東和銀行 埼玉縣信用金庫  
埼玉信用組合 熊谷商工信用組合

上記金融機関の深谷市内支店にて取り扱っています。

No	必要書類	小口				備考	
		個人	法人	個人	法人		
(●:必須 ○:場合により必要)							
1	融資申込書	●	●	●	●	市様式	
2	個人情報同意書	●	●	●	●	市様式	
3	決算書の写し(直近2期分)(※注)		●		●		
4	科目別明細の写し(直近2期分)(※注)		●		●		
5	試算表(決算から6ヵ月経過している場合)		○		○		
6	所得税確定申告書の写し(直近2年度分)	●		●			
7	所得税確定申告書添付の決算書の写し(直近2年度分)	●		●			
8	法人市民税の納税証明書(直近2年度分)				●		
9	市税に滞納がないことの証明書	個人	●	●	●	●	法人は代表者分も提出
		法人		●		●	
10	市県民税の課税証明書(直近2年度分)			●			
11	履歴事項全部証明書		●		●		
12	許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合)	○	○	○	○		
13	宣誓書(酒類を扱う飲食業の場合)	○	○	○	○		
14	経歴書(保証協会の利用が初めての場合)	○	○	○	○		
15	印鑑証明	個人	●	●	●	●	法人は代表者分も提出
		法人		●		●	
設備資金の場合	見積書	○	○	○	○		
	カタログ又は図面	○	○	○	○		
	店舗等新築増改築	賃貸	○	○	○	○	
		自己所有	○	○	○	○	
	質貸	質貸借(使用貸借)契約書の写し	○	○	○	○	
		貸主承諾書	○	○	○	○	
		固定資産税の納税通知書の写し	○	○	○	○	
		建築確認済証の写し	○	○	○	○	

(※注)2期目の決算又は確定申告が終了していない者は1期分とする。  
・事業内容や事業継続状況等により、上記以外の書類が必要となることがあります。  
・No.8、9、10、15(個人)は市役所、No.11、15(法人)は法務局でお取りください。

☆融資のながれ☆



(※注)商工団体が申込者より直接相談を受けた場合は、金融機関へ確認を行います。

